

# 再検証 町財政の現状

## 特集「特別会計」

### 第5回

### 積丹町下水道事業特別会計

今回は、積丹町下水道事業特別会計の現状と現在町が準備を進めている個人設置型の「積丹町合併処理浄化槽設置事業補助金制度」についてご紹介します。

#### 下水道の役割

下水道は家庭からの汚水（台所・浴室・トイレ等）を終末処理場まで運び、きれいな水にして川や海に放流する設備です。

①川や側溝がきれいになり、害虫の発生や伝染病を予防します

②家庭や工場から出る汚水が直に接川や海に流れ込むことが無くなり、澄んだきれいな水になります

③トイレの水洗化ができますなど清潔な生活環境がもたらされます。

#### 事業の概要

積丹町下水道事業特別会計は、国の漁業集落環境整備事業制度を活用して、平成7年度から平成15年度にかけて施設整備を行い、現在は町内5地区で集落ごとに終末処理場を設置し運営しています。

各施設の概要については【表1】、下水道への加入状況については【表2】のとおりです。

また、特別会計ではなく一般会計での扱いとなりますが、現在下水道が未整備の地区についても、町では「個人設置型合併処理浄化槽設置事業補助金制度」創設の準備を進めており、町民の皆さんの生活環境の改善

#### 収支の状況

下水道事業特別会計の収支の状況については次頁【表3】のとおりです。

#### 収入の状況

下水道特別会計の収入は町民の皆さんに納めていただいている下水道使用料のほか、一般会計繰入金、町債などがあり、一般会計からの繰入金は平成24年度で39,540千円と収入の64%を占めています。

このうち、赤字補てん分となる基準外繰入金は26,874千円となっています。

#### 支出の状況

下水道事業特別会計の支出は職員人件費などの一般管理費と終末処理場の維持管理費（電気料、修繕費、点検委託料）など施設を運用する費用である施設管理費の2つに大きく分かれており、その他に支出の71%を占める施設整備借入金償還費（公債費）があります。

#### 現状と課題

独立採算性の原則に基づき、一般会計からの基準外繰入金を抑制するため、供用開始当初から据え置かれていた料金を

平成20年に引上げ改正したほか、下水道整備時の設備投資として借入した地方債の償還金を数年度にわたって均一化する資

本費平準化債の発行を行うなどして単年度の一般会計繰入金の軽減に努めてきましたが、24

【表1】 各施設の概要

施設名	美国	来岸	日司	野塚	入舸
処理能力 (日平均処理能力)	76m <sup>3</sup>	75m <sup>3</sup>	260m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup>	240m <sup>3</sup>
処理対象人口	300人	380人	1,090人	780人	1,040人
処理場の構造	電気室1棟 浄化槽1基	電気室1棟 浄化槽1基	R C造 地上1F 地下1F	R C造 地上1F 地下1F	R C造 地上2F 地下1F
処理場の延床面積	-	-	298m <sup>2</sup>	276m <sup>2</sup>	369m <sup>2</sup>

【表2】 各施設の加入状況

(平成25年3月末現在)

地区別	美国	来岸	日司	野塚	入舸	全町
対象戸数	60戸	34戸	60戸	94戸	87戸	335戸
加入戸数	60戸	26戸	53戸	54戸	48戸	241戸
加入率	100%	76%	88%	57%	55%	72%

#### 1. 下水道使用料

仮に24年度の基準外繰入金

【表3】 収入の状況

(単位：千円)

区分	H 2 3	H 2 4
下水道使用料	9,913	9,745
貸付金収入	70	0
諸収入	31	1
一般会計繰入金	37,568	39,540
(内 基準内繰入金)	(18,070)	(12,666)
(内 基準外繰入金)	(19,498)	(26,874)
町債	18,700	12,300
合計	66,282	61,586

支出の状況

(単位：千円)

区分	H 2 3	H 2 4	
一般管理費	人件費	6,514	4,636
	委託料	74	55
	貸付金	0	0
	その他の物件費	213	252
計	6,801	4,943	
施設管理費	需用費	5,784	5,995
	修繕費	609	577
	委託料	5,805	5,802
	その他の物件費	182	786
計	12,380	13,160	
公債費	47,101	43,483	
合計	66,282	61,586	

【表4】 近隣町村との下水道使用料の比較

項目	積丹町	古平町	余市町	赤井川村
基本水量 (m <sup>3</sup> )	10	8	7	1
基本料金 (円)	1,575	1,600	1,505	180
超過料金 (円 / m <sup>3</sup> )	157.5	200	215	
20m <sup>3</sup> / 月の料金 (円)	3,150	4,000	4,300	3,600
現行料金改定	H20. 4. 1	H15. 7. 2	H21. 7. 1	H13. 4. 1

設置工事費と個人負担は？  
合併処理浄化槽設置工事費用については【図1】のようになっています。屋外工事は今回

最後に、「積丹町個人設置型合併処理浄化槽設置事業補助金制度」について説明します。町では、24年度策定の第5次積丹町総合計画に掲げた基本目標「自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現する町づくり」と積丹町一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理計画）の10ヶ年計画に沿って、26年度から町内の公共下水道が未整備の地区を対象に、町独自の個人設置型の「積丹町合併処理浄化槽設置事業補助金制度（設置対象人数5〜10人）」を始めるための準備を進めています。合併処理浄化槽は、下水処理場と同じように、微生物の助けを借りて汚水を浄化する設備で、町民の皆さん各個人での合併処理浄化槽の整備によって汲み取り式のトイレに代わり、衛生的で快適な水洗トイレが使用できるようになります。

【図1】 設置工事費（標準事例）

■補助対象工事（屋外工事）  
（5人槽の場合）

合計 約130万円程度  
内、3万円を自己負担

■自己負担工事（宅内工事）  
（標準事例）

合計 約60万円程度

自己負担額計約63万円程度

また、浄化槽設置箇所の地形条件等によって、標準的な工事費をやむを得ず上回る工事が必要と認められる場合は、補助金を上乗せすることがあります。

また、浄化槽設置箇所の地形条件等によって、標準的な工事費をやむを得ず上回る工事が必要と認められる場合は、補助金を上乗せすることがあります。

の補助金の対象となっていますが、既に供用開始している公共下水道整備完了区域の住民分担金と同様に3万円の自己負担とされています。また、標準的な事例での宅内工事は約60万円程度となっており、総額約63万円程度が自己負担額となります。

個人型合併浄化槽の普及を目指す

3. 使用料滞納の影響

24年度の収納率は98%と高い水準となっていますが、未だ納付がなされていない使用料については25年3月末現在で約145万円となっています。健全な下水道会計と町民の皆さんに清潔な生活環境をもたらす施設の維持を行うためには、下水道への加入や使用料の納期内納付など町民の皆さんのご協力が不可欠です。

2. 低い下水道加入率

26, 874千円を町民の皆さんに納めていただいている下水道使用料のみで賄うとすると、現行の基本料金1, 500円を約3倍に値上げしなければ収支の均衡を図ることができません。

【表4】のとおり積丹町の下水道使用料は近隣町村と比較しても低い水準で設定されていることがわかります。仮に値上げを行うとしても他町村との比較や、積丹町の事情などを考慮し、慎重に検討する必要があります。

前頁の【表2】を見ると、平成24年度末の全町での加入率は72%となっており、加入の促進がまだ十分に進んでいない状況にあります。特に、野塚地区、入舸地区については50%台と加入率が低い状況です。加入促進については高齢化等の事情もあり、難しい状況ですが、トイレ等の改築工事に必要な資金については無利子で貸付している制度の推進など、公共水域の保全のためにも、加入世帯数を増やしていく必要があります。

【表5】 町内一般家庭の年間維持管理費の目安（事例）

内容	金額の目安	備考
保守点検料金	44,100円	毎月の通常点検費用
汚泥処理清掃料金	16,000円	世帯状況により増減
法定検査	13,000円	1年目
	8,000円	2年目以降
プロワ電気代	10,500円	自然流下・自然放流

1年目維持費	83,600円
2年目以降維持費	78,600円

比較事例（町内世帯平均/年）

■下水道使用料約 26,400円 ■汲み取り式トイレ約 16,000円

**浄化槽設置は義務？**  
設置工事費や維持管理費の個人負担も伴うことから、今回の制度はあくまで希望する方々を対象にするものであり、設置を強制するものではありません。今後も同補助金制度については広報紙等でお知らせしていきます。

**毎月の維持管理費は？**  
浄化槽管理者（設置者個人）には、浄化槽法により、**保守点検、清掃、法定検査**の3つが義務として定められており、必ず行わなくてはなりません。それらを含む維持管理費として毎年【表5】の費用が必要となり、設置した町民の皆さんの負担となります。

なお、従来どおり補助金を受けることも可能ですが、事後に申請しても補助金を受けとることはできませんので、予めご承知ください。

入していること、簡易水道に加入している又は加入予定であること、店舗専用建築物でないこと等を満たしていれば交付の対象となります。ただし、多数の申請により単年度の町の予算額を超えてしまった場合は、設置年度の調整をさせていただきますことがあります。

## 消費税増税に伴う「水道使用料」・「下水道使用料」「岬の湯しゃこたん入館料等」の改定について

国ではさきに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年4月1日より消費税率を5%から8%に引き上げすることを閣議決定しました。この決定を受けて、国からは税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として国の機関はもとより、すべての地方公共団体は公共料金等の改定について適切な対処を行うよう通知が発せられています。

町としては、特別会計を中心に消費税の増税相当分の転嫁すべき公共料金等の要否を慎重に検討してきましたが、国からの要請や特別会計の運営収支への影響等を総合的に勘案した結果、増税相当分の転嫁による**水道・下水道・岬の湯入館料等の3つの使用料の引き上げ改正**は止むを得ないと結論に達し、去る2月12日招集の第1回町議会臨時会で関係条例改正案を提案し、議決を得ました。

引き上げ改正の概要は次のとおりです。町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### （1）「水道使用料」及び「下水道使用料」について

消費税増税後の水道使用料及び下水道使用料については、現在の税抜単価に5%上乗せしていた消費税を8%に変更します。

#### ○水道使用料

1カ月分水道使用料 = (基本使用料 + 超過料金) × 1.08

【参考】

(10円未満の端数は切り捨てます。)

	現行料金	改定後料金
一般用（基本使用料）	2,100円	2,160円

#### ○下水道使用料

1カ月分下水道使用料 = (基本使用料 + 超過料金) × 1.08

【参考】

(10円未満の端数は切り捨てます。)

	現行料金	改定後料金
一般用（基本使用料）	1,570円	1,620円

(注) 水道使用料及び下水道使用料算定の経過措置について  
平成26年4月1日前から継続して使用されている料金の支払いは、旧税率を適用する経過措置が設けられていることから、水道使用料及び下水道使用料については、平成26年4月分までは旧税率（5%）を適用し、5月分（5月25日検針分）から8%に引き上げとなります

### （2）岬の湯しゃこたん入館料等について

岬の湯しゃこたん入館料等については次のとおりです。また、「岬の湯しゃこたん」はこれからも皆様の憩いの場としてご利用いただけるよう、よりいっそうサービスの向上に努めて参りますので、ご理解をお願い申し上げます

【新料金】平成26年4月1日以後の料金

区分	現行料金	改定後料金
大人1回券	600円	610円
子人1回券	300円	310円
大人回数券（12回）	6,000円	6,100円
子人回数券（12回）	3,000円	3,100円
軽食料金	80円～1,500円	80円～1,540円

(注1) 上記の料金には消費税及び入湯税（大人のみ。入浴1回につき150円）が含まれています。

(注2) 現在、すでに購入されたお持ちの回数券は、4月1日以後もその料金のままお使いいただけます。

【問い合わせ先】(IP電話)

水道・下水道使用料（建設課） 44-3383  
岬の湯しゃこたん入館料等（商工観光課） 44-3381

# 全道3台のうち1台が積丹消防団へ 救助資機材搭載型消防車配備 総務省消防庁から無償貸与



ました。

この消防車両の配備が採  
択されたのは、全道179  
市町村のうち、積丹町を含  
む3市町のみで、今回の積  
丹町への配備の決定は、北  
海道の日本海沿岸で半島の  
先端という厳しい立地条件  
の下で、特色ある様々な防  
災活動や訓練を行ってきた  
積丹消防団の活躍や、消防  
職員の消防・救急技能競技  
全国大会出場など小さな町  
の積極的な取り組みの実  
績、また、国・道の機関や公益

## 第一分団へ新型多機能 消防車が！

1月30日、総務省消防庁（以  
下、消防庁）の「消防団の車両  
及び資機材の無償貸付事業」に  
より積丹消防団（今井論団長）  
へ救助資機材搭載型消防車両  
（小型動力ポンプ搭載）と安全

装備品を含む資機材が納車され

事業者など多くの防災関係機関  
等の参画を呼びかけて、東日本  
大震災の以前から町独自で行っ  
ている孤立集落防災訓練などが  
高い評価をいただいたことによ  
り実現したものです。

## 期待される多様な 実践訓練を！

2月10日には、美国神社で新  
しい消防車両の入魂式が行わ  
れ、団長らが玉串をささげ、無  
事故と安全運用を祈願し、その  
後、搭載の小型動力ポンプによ  
る納車後初となる放水訓練など  
が行われました。

2月19日には「消防団教育訓  
練」が実施され、団員が実際に  
配備された資機材を使用して、  
倒壊した家屋に取り残された要  
救助者の救出を想定した実践的  
な訓練を行い、コンクリートを  
切断しても粉塵が舞わないエン  
ジンカッターや、分厚い金属も  
いとも簡単に曲げたり切断する  
ことが可能なコンビツールな  
ど、最新鋭の救助機器の有効性  
に団員からは感嘆の声が上がっ  
ていました。

今回の国からの無償貸付によ  
る配備の機会を積丹町が受けた  
ことは、同時に、消防庁から全  
国全道の消防団活動のモデル事  
例地として、あらゆる災害に備  
えて町の立地条件を踏まえた特  
色ある多様な訓練計画やその積  
極的な実践活動が期待されてい

ることもあります。この救助  
資機材等による実践的な訓練活  
動を通して、更に、どのような  
設備の強化が？どのような訓練  
の改善策が必要か？などについ  
て、消防庁の今後の消防団強化  
施策の検討に役立てられること  
も期待されています。

## 消防団強化の新たな 時代に向けて

町ではこの数年で団員服、帽  
子、各分団詰所へのIP電話や  
インバーター発電機などの消防  
施設等の強化整備を行っていま  
すが、昨年12月13日に「消防団  
を中核とした地域防災力の充実  
強化に関する法律」が公布・施  
行され、この法律では、消防団  
員の確保や処遇の改善、装備や  
教育訓練の充実について国や地  
方公共団体は必要な措置を講じ  
ることが義務付けられ、また、  
消防庁では、「消防団充実対策  
本部」を12月24日に立ち上げ、  
消防団の充実強化を強力に推進  
する体制を整えるなど、東日本  
大震災以降、消火活動のみなら  
ず、自然災害対応など幅広い役  
割が求められるようになった消

## 8つの分団・104名の団員に感謝！ 消防団120周年記念切手を贈呈



災害の第一線で活躍する104名の  
消防団員の皆さんへの感謝をこめて  
町から「消防団120周年記念切手シー  
ト」が贈られ、2月19日の「消防  
団教育訓練」の冒頭、松井町長から今井論  
団長へ手渡されました。

日本の消防団組織は昨年、発足120周年  
を迎え、これを記念する式典が天皇・皇后  
両陛下や安倍総理も出席して昨年11月に  
東京ドームで開催され、今井団長と松井町  
長のほか幹部団員2名が出席しています。

防団の充実強化は、以前にも増  
してその重要性が高まっていま  
す。

この度の道と消防庁の採択に  
町をあげて感謝し、私たちの郷  
土が誇る最強の消防団として町  
民の安全・安心な暮らしを守る  
ため、消防団員の皆さんの更な  
る活躍を期待しています。